インボイス制度の導入が間近となりました
準備は進んでいますか

(公社)熊本法人会

導入直前のインボイス制度に関する説明会

令和５年10月１日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。インボイス制度が必要になる理由の一つは、取引における消費税額を正確に把握するためです。

また、適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。インボイスのシステムに対応した経理システムの整備や、取引先の事業者が課税事業者に該当するかの確認なども求められるなど、インボイス制度はそれなりに手間がかかります。制度の導入に当たっては、社内での教育やワークフローの改定、書式の構築などの様々な作業が必要となります。

令和５年10月１日から登録を受けるためには、適格請求書発行業者の登録申請を**令和５年９月30日までに提出する必要があります。**　制度導入前に、ぜひ熊本法人会主催の説明会へのご参加をご検討ください。

会　場：**熊本城ホール　３階　　会議室 B2−3**（中央区桜町 3-40）

日　時：**９月５日（火）・１１日（月）**　下記Ａ～Ｆからお選びください。

開催日等 / 時間帯	9/5(火)	9/11(月)	定員
10：30 ～ 11：30	A	D	60名
13：30 ～ 14：30	B	E	60名
15：30 ～ 16：30	C	F	60名

申込締切日
8月25日(金)

講　師：**熊本西・熊本東税務署　職員**

主　催：公益社団法人**熊本法人会**　熊本市中央区中央街 3-8-2F　〔お問合せ：３５３－２５５５〕

公益社団法人熊本法人会　行

申込先ＦＡＸ：３５３－２５５６

特別セミナー申込み　〔9/5・11 開催〕			HP
会社名		電　話	
所在地	〒	ＦＡＸ	
参加者 全員のお名前 （参加人数）	（　　名）	ご希望 コース 「○」表示	Ａ・Ｂ・Ｃ Ｄ・Ｅ・Ｆ

お願い　当申込書は、当日受付にご提出ください